

「業務による明らかな過重負荷」とは？

- ① 「業務による明らかな」 ⇒ 発症の有力な原因が仕事によるものであることがはっきりしていることをいいます。
- ② 「過重負荷」 ⇒ 医学経験則に照らして、脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる負荷をいいます。

発症の基礎となる血管病変等 ⇒ もともと本人がもっている動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態のことです。

自然経過 ⇒ 加齢、食生活、生活環境等の日常生活の諸々の要因により血管病変等が徐々に悪化していくことです。

著しく増悪させ得る ⇒ 血管病変等の悪化が著しいことをいいます。

発症の原因

業務による明らかな過重負荷

→ 業務上

業務以外による過重負荷

→ 業務外

発症の基礎となる血管病変等の自然経過

→ 業務外